

## 市税の納付は 口座振替・自動払込の利用を

**関納税課**  
(TEL050・1720・4604FAX6368・7344)

来年度からの口座振替・自動払込を希望する人は、期限までに市内の取り扱い金融機関の窓口で手続きをしてください。通帳、届け出印、納税通知書が必要。④◇固定資産税・都市計画税(償却資産を含む)、軽自動車税=2月28日(金)まで。◇市・府民税(普通徴収分)=3月31日(月)まで。

## 高額医療・高額介護合算制度 申請手続きを

**関国民健康保険課**  
(TEL050・1807・2183FAX6368・7347)か  
**大阪府後期高齢者医療広域連合給付課**  
(TEL4790・2031)

世帯で令和5年8月～令和6年7月の医療費と介護費の合算が自己負担限度額を超えた場合に、超過額を支給します。該当者には3月上旬に通知書を送付します。国民健康保険加入者は国民健康保険課、後期高齢者は大阪府後期高齢者医療広域連合給付課へ、同封の返信用封筒で申請書を提出してください。

## 福祉タクシー利用券の申請

**関障がい福祉室**  
(TEL6384・1347FAX6385・1031)

令和7年度の重度障がい者福祉タクシー利用券の郵送申請を受け付けています。対象者で令和6年度のタクシー利用券を発行した人には、申請用紙を送付します。2月中に申請した人には新しい利用券を3月末に送付します。窓口での交付は4月1日(火)から。④身体障がい者1・2級で視覚、肢体(上肢障がいのみは除く)、内部の障がい者(児)。重度(A)の知的障がい者(児)。1級の精神障がい者(児)。いずれも在宅の人。所得制限あり。④2月28日(金)までに所定の用紙を同室へ④。

## 3月31日(月)をもって終了 みなと銀行での納付書払い

**関市**で発行する納付書については  
**会計室**  
(TEL6384・2563FAX6368・9904)、  
水道部で発行する納付書については  
**水道部企画室**  
(南吹田3TEL6384・1253FAX6384・1902)

3月31日(月)をもって、みなと銀行各店舗での納付書による納付を終了します。4月以降は、ほかの金融機関やコンビニ、クレジットカード、スマートフォン決済などを利用してください。なお、市税で地方税統一QRコードがついた納付書は引き続き、みなと銀行各店舗で納付できます。

発行場所	納付書の種類
市	市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など
水道部	上下水道料金、給水加入金、各種手数料など

## 2月10日(月) 新1年生の入学説明会

**関学校教育室**  
(朝日町TEL6155・8207FAX6155・8872)か  
**入学する小学校**

詳しくは1月下旬～2月上旬に各小学校から届く案内を確認してください。上履き持参。

新1年生が小学校を見学する統一見学は行いません。

④新1年生の保護者。

開始時間	小学校名
午前9時40分	吹田第三
午前9時45分	吹田第六、佐竹台
午前10時	吹田第一、吹田第二、吹田南、千里第一、千里新田、佐井寺、東佐井寺、岸部第一、岸部第二、豊津第一、豊津第二、江坂大池、山手、片山、山田第一、山田第二、山田第三、東山田、南山田、西山田、北山田、千里丘北、高野台、津雲台、古江台、藤白台、青山台、桃山台、千里たけみ
午後1時30分	吹田東

※千里第二…午前9時30分、午前10時10分、午前10時50分に資料配付のみ。後日動画配信。  
※千里第三…午前9時40分、午前10時、午前11時に資料配付のみ。後日動画配信。

## 年金保険料は口座振替などで まとめて前払い(前納)がお得

**関吹田年金事務所**  
(TEL6821・2401FAX6821・3838)

納付期日前に国民年金保険料をまとめて納める前納制度を利用すると、納付額が安くなります。前納は、2年分、1年分のほか、任意の月分から当年度末または翌年度末までをまとめて前払い(前納)することができ、前納期間によって安くなる金額が変わります。口座振替やクレジットカード払い、納付書払いが利用できます。④2月28日(金)までに本人確認資料(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート)と年金手帳か基礎年金番号通知書、通帳と届け出印を持参し、取り扱い金融機関か吹田年金事務所へ。



日本年金機構  
ホームページ

## 3月31日(月)までに申請を 児童手当制度 改正手続き

**関子育て給付課**  
(TEL6384・1470FAX6368・7349)

昨年10月に児童手当法が一部改正され、支給対象の拡大や第3子以降の支給額の増額など、制度が拡充されました。以下に1つでも当てはまる場合は、申請が必要です。まだ申請をしていない人は、申請猶予期間の3月31日(月)までに手続きをしてください。期間を過ぎて申請した場合、児童手当の支給は申請した日の翌月分からとなります。また、受給者が公務員の場合は、勤務先で手続きを確認してください。

**申請が必要な世帯**

- (1)所得上限限度額以上のため、現在児童手当を受給していない人
  - (2)高校生年代の子<sup>\*1</sup>のみを養育している人
  - (3)大学生年代の子<sup>\*2</sup>を含めて、3人以上の児童を養育している人
- ※1 在学の有無にかかわらず、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。児童が市外に居住し、別居している場合でも、監護・養育していれば、その子の手当を受給できます。  
※2 在学の有無にかかわらず、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童。児童が市外に居住し、別居している場合でも、監護・養育していれば、第3子加算の算定対象になります。



重要な手続きや  
制度改正などを  
お知らせします。

必ず  
読んでね

## 令和6年度 住民税非課税世帯支援給付金

**関支援給付金コールセンター**  
(TEL0120・938・208=午前9時～午後5時30分。土・日曜日、祝・休日は除く)か  
**生活福祉室**(FAX6368・7348)

物価高騰の影響による経済的負担を軽減するため、対象世帯に3万円を給付します。18歳以下の児童を扶養する世帯は、児童1人当たり2万円を加算。給付金は1月下旬から随時、支給しています。

対象世帯には、1月中旬以降に支払通知書か支給要件確認書を送付しています。支払通知書が届いた世帯は、申請手続きは不要です。支給要件確認書が届いた世帯で要件を満たす場合は、記入のうえ返送してください。要件など詳しくは、市ホームページへ。



市ホームページ

④令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税の世帯。ただし、住民税が課税されている人の扶養親族のみからなる世帯は除く。

## 新入学学用品費の申請を

**関学務課**  
(朝日町TEL6155・8196FAX6155・8077)

4月から新たに市立小学校に入学予定の児童がいる、経済的に就学が困難な世帯に対し、入学準備費用を3月下旬に援助します。詳しくは市ホームページへ。④2月1日(土)～28日(金)に④か、所定の用紙を同課へ④。所定の用紙のみ3月28日(金)まで追加受け付けをしますが、追加申請分は4月に支給します。



市ホームページ